答 申 情 第 ２ ９ 号
平 成 ２ ５ 年 ４ 月 ４ 日

京　都　市　長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　市　川　　正　人
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について，別紙のとおり答申します。

記

次の１２件の特優賃事業に係る公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定

⑴　平成２４年３月１３日付け都住政第１３７３号による諮問（諮問情第３７号）
⑵　平成２４年３月１３日付け都住政第１３７４号による諮問（諮問情第３８号）
⑶　平成２４年４月９日付け都住政第２号による諮問（諮問情第３９号）
⑷　平成２４年４月９日付け都住政第３号による諮問（諮問情第４０号）
⑸　平成２４年４月９日付け都住政第４号による諮問（諮問情第４１号）
⑹　平成２４年８月１０日付け都住政第３６６号による諮問（諮問情第４７号）
⑺　平成２４年９月２７日付け都住政第４８４号による諮問（諮問情第４８号）
⑻　平成２４年９月２７日付け都住政第４８８号による諮問（諮問情第５０号）
⑼　平成２４年９月２７日付け都住政第４９０号による諮問（諮問情第５１号）
⑽　平成２４年９月２７日付け都住政第４９２号による諮問（諮問情第５２号）
⑾　平成２４年１１月１２日付け都住政第６２７号による諮問（諮問情第５５号）
⑿　平成２５年１月１１日付け都住政第８１４号による諮問（諮問情第５６号）

（別紙）

１　審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

２　審査会における審議の方法

別表１に示す１２件の請求（以下「本件請求」という。）は，実施機関が行った特定の特定優良賃貸住宅（以下「特優賃」という。）に対する特優賃の供給計画の認定，利子補給対象事業認定等に関する公文書公開請求であり，調査，審議すべき事項が共通するため，当審査会においては，本件請求に係る異議申立てについて併合して審議を行った。

なお，本件請求は２つの特定の特優賃に関するものであるため，本答申においては，それらを「特定団地Ａ」及び「特定団地Ｂ」と呼称する。

３　異議申立ての経過

本件１２件の異議申立ての経過は，別表１のとおりである。

４　異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は，本件各処分の取消しを求めるというものである。

５　本件各請求の内容は，整理すると次のとおりである。（整理番号は，別表１記載のもの）

⑴　特優賃の供給計画の認定に関する文書

ア　特定団地Ａの戻り住戸の特優賃の認定に係る記載のある文書（整理番号４。以下「公文書１」という。）

イ　住宅金融公庫に提出した特定団地Ａの特優賃に係る認定書のうち戻り住戸分の文書（整理番号６。以下「公文書２」という。）

ウ　特定団地Ｂの供給計画の戸数についての変更認定申請書及び変更認定書（整理番号１１。以下「公文書３」という。）

エ　特定団地Ａ及びＢの戻り住戸について行われた特優賃認定に準ずる認定行為に関する文書（整理番号５及び整理番号１２。以下「公文書４」という。）

⑵　特優賃利子補給対象事業認定に関する文書

ア　特定団地Ａの戻り住戸について特優賃とみなし特優賃利子補給対象事業と取り扱う趣旨が記載された文書（整理番号３。以下「公文書５」という。）

イ　特定団地Ａ及びＢの全住戸（特定団地Ｂにあってはオーナー住戸を除く。以下同じ。）分の特優賃利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書（整理番号９及び１０。以下「公文書６」という。）

ウ　特定団地Ａ及びＢの戻り住戸分の特優賃利子補給対象事業認定申請書及び同認定通

知書（整理番号１及び８。以下「公文書７」という。）

エ　特定団地Ａの戻り住戸の利子補給に係る対象事業の認定申請が記載された文書，同認定が記載された文書，あるいは別の規定に基づき認定申請に相当する内容（代替）が記載された文書，同認定に相当する内容（代替）が記載された文書（整理番号２。以下「公文書８」という。）

⑶　利子補給の決定に関する文書

ア　住宅金融公庫に提出した特定団地Ａの利子補給決定通知書のうち戻り住戸分の文書（整理番号６。以下「公文書９」という。）

イ　特定団地Ａ及びＢの戻り住戸への利子補給に係る支出負担行為が記載された文書（整理番号７。以下「公文書１０」という。）

ウ　特定団地Ａ及びＢの戻り住戸への利子補給の公益性を担保する文書（整理番号７及び１２。以下「公文書１１」という。）

６　実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　特優賃に対しては，建設に要する費用の補助，家賃の減額に要する費用補助等の公的助成措置を講じることがあるため，当該特優賃の供給が一定の基準に従って行われることを公的主体が審査する必要があり，実施機関は，当該特優賃の供給を行おうとする者に対し，供給についての主要な事項の計画（以下「供給計画」という。）を作成させ，供給計画について認定を行うこととしている。

実施機関は，特定団地Ａ及びＢについて，それぞれ戻り住戸を除く１２戸及び１９戸について供給計画の認定申請を受け，申請どおり１２戸及び１９戸に対し特優賃としての認定を行ったものであるため，戻り住戸に対する特優賃の認定に係る文書は作成していない。

なお，戻り住戸は，本件団地の建設に伴い，建設地に従前に居住していた者が居住するために準備されたものであり，当該住戸を含めて利子補給の対象とすることが，特優賃の供給の促進に資することから，京都市特定優良賃貸住宅補助金等補助要領（以下「要領」という。）第２３条第１項に規定する「対象となる特定優良賃貸住宅の建設に要する費用」の中に，認定外住戸の建設に要する費用も含めて，利子補給を行ったものである。

⑵　供給計画については，特優賃を建設し管理する間に，事情の変化により，認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）を変更せざるを得ないことが生じることもあり，特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「特優賃法」という。）第５条では，このような場合における認定計画の変更手続を定めている。

一方で，あらゆる変更について，改めて認定を受けなければならないとすることは，事務が煩雑になるだけでなく，特優賃の供給を促進するという特優賃法の本来の目的を阻害する要因にもなりかねないことから，特優賃法施行規則第１７条では，一定の軽微な変更

については，改めて認定を受ける必要はないとして，その軽微な変更の範囲を定めている。

特定団地Ｂについては，事業者の変更について認定計画変更認定申請書が，建設の事業実施時期「着手及び完了予定年月日」の変更について軽微な変更届が，その他の届出として事業者の住所変更届が，それぞれ提出されているが，特優賃の戸数の変更は一切なされておらず，異議申立人が主張するような認定外住戸を特優賃とみなす扱いをした事実もないことから，もとより供給計画変更認定申請を行う必要はなく，当該申請書を取得していない。

また，供給計画変更認定通知書は，変更認定申請を受けて作成するものであるから，申請がない以上，当該通知書を作成していない。

⑶　また，そもそも供給計画の認定には，異議申立人の主張する「特優賃みなし」や「特優賃認定に準ずる認定」という概念や規定がないことから，これらの概念や規定を前提とした特優賃の認定に係る文書についても作成していない。

⑷　実施機関では，特優賃の供給を促進するための補助事業として，特優賃の建設に要する費用の融資に対する利子補給を設けている。

利子補給については，要領において，その対象を住宅金融公庫（現住宅金融支援機構。以下「公庫」という。）融資の元金債務残高と規定し，認定事業者（特優賃建設事業主）は，利子補給対象事業認定申請書を実施機関に提出し，実施機関は当該申請の内容を審査し，適当と認めたときは，利子補給対象事業認定通知書により認定事業者に通知すると定めている。

特定団地Ａに係る利子補給については，利子補給対象事業認定申請書及び利子補給対象事業認定通知書のいずれにおいても，対象戸数は戻り住戸４戸を除く１２戸とされている。同様に特定団地Ｂに係る利子補給についても，利子補給対象事業認定申請書及び利子補給対象事業認定通知書のいずれにおいても，対象戸数は戻り住戸３戸を除く１９戸とされている。

しかしながら，いずれの団地についても，戻り住戸を含む全住戸が公庫融資の対象とされている。

異議申立人は，公庫が事業承認通知書で京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に提出を指示した特定団地Ａの全１６戸分の利子補給決定通知書及び特優賃に係る認定書がなければ，公庫は１６戸分の融資を行うことはないと主張しているものと思われる。公庫融資は公庫が独自に判断するものであるが，特定団地Ａ及びＢが，袋路再生事業の取組であること，既に借家人がいたことなどを考慮し，公庫が，特優賃を建設することを推進するため，戻り住戸部分の建設費も含め融資の対象に加えたものと推測される。

実施機関は，公庫融資が行われた場合に，その通常融資分の債務残高に対し利子補給を行うこととしているとともに，国は地方公共団体に対し，必要に応じて，特優賃の建設費負担軽減のため利子補給措置が適切に行われるよう配慮することを求めている。実施機関としても，両団地については戻り住戸を含めて利子補給を行うことが，特優賃の供給の促進という特優賃法の趣旨に沿うものと考え，利子補給を行ったものである。

したがって，認定事業者に対し，改めて対象戸数を全住戸とした，又は対象住戸を戻り

住戸とした利子補給対象事業認定申請書の提出を求めておらず，申請がなされていない以上，利子補給対象事業認定通知書も作成していない。

⑸　異議申立人は，戻り住戸のみを対象に利子補給することを決定した公文書を実施機関が作成しているはずであり，当該公文書を作成しなければ，地方自治法第２３２条の２，第２３２条の３，第２３２条の４及び第２３２条の５の規定に反するものであると主張しているが，実施機関は，戻り住戸を含めて利子補給することを決定しており，戻り住戸のみを対象とした利子補給の交付決定書は作成していない。

戻り住戸を含めた利子補給の交付決定については，異議申立人から平成２４年７月３日付けで「特定団地Ａ一棟全１６戸（認定住戸１２戸・認定外戻り住戸４戸）に関する京都市特定優良賃貸住宅利子補給金の支出を決定した文書」の公文書公開請求を受け，他の団地の部分を請求対象外としたうえで，申請者の自宅住所，電話番号，印影，償還内容及び返済計画並びに取扱金融機関の印影について非公開とする，公文書一部公開決定を行っている。特定団地Ｂに係る戻り住戸を含めた利子補給の交付決定については，異議申立人からこれまで公文書公開請求を受けていないが，公文書としては，上記の公文書と同様のものとなる。

７　異議申立人の主張

異議申立書，意見書及び口頭意見陳述によると，異議申立人の本件処分に関する主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　特定団地Ａの戻り住戸４戸に供給計画の変更認定がないことについては，異論がない。

特定団地Ｂの戻り住戸に支出された利子補給金に係る地方自治法第２３２条の２の規定に基づく補助の公益性を担保するのが，変更認定申請書及び変更認定書であり，保有していない理由は根拠がない。特定団地Ｂは変更認定申請書及び変更認定書の存在なくして利子補給の対象である戻り住戸３戸と利子補給の対象外のオーナー自宅２戸との区分が不可能である。

万が一，公文書が不存在であるとするならば，戻り住戸の補助金の支出に補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）並びに地方自治法の支出の規定に係る違法性が問われる事柄である。

⑵　建築主には資金がなく，特優賃では入居対象を中堅所得者とし世帯構成を親族に限定しているのに，戻り住戸には高齢の元同僚の女性２名を１戸に住まわせるという事情があり，実施機関がこれらを考慮して，公庫融資を８０％まで受けられるよう配慮がなされた。このような経緯により，認定外住戸は特優賃の基準（５５㎡以上)を満たさないのに，利子補給金が支給されている。何らかの形で特優賃認定に準ずる認定行為が行われたのであろうかと推測する。

京都市特定優良賃貸住宅補助金等補助要綱に，この要綱に定めるものの他，この要綱の実施に必要な事項は，住宅企画課長が定めるとされており，何らかの特優賃認定に準ずる

認定行為が行われたことは明確である。

⑶　特優賃法第５条は軽微な変更を省令第１７条により，当初の認定計画の５分の１未満の戸数の変更を，計画の変更認定から除く規定を設けた。これこそが「特優賃みなし」の規定である。特優賃法第５条の供給計画の変更（省令で定める軽微な変更を除く）認定の規定を解釈で準用を試みた「扱い」が「特優賃認定に準ずる認定」であろう。

特定団地Ｂについては，軽微な変更「みなし」による特優賃住宅であると認識をしてきたが，利子補給という補助の支出があることから特優賃「扱い」である可能性がより高いと考えるに至った。補助金適正化法及び地方自治法第２３２条の２の補助の公益性の規定にあって，特優賃法第１７条の「国及び地方公共団体は建設資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする」に基づく実施機関の温情配慮が，戻り住戸に行われた特優賃「扱い」であったことが推測される。

特定団地 A については，戸数５分の１以上の変更であり，本来計画変更の認定を受けなければならないところ，特優賃法第５条の規定を解釈で準用を試みた扱いであると推認するが合理的であろう。

⑷　実施機関は，不存在の理由を「特優賃認定に準ずる認定」という概念や規定がないこととする。しかしながら，概念や規定の枠内で解決できない事情が両団地にはあった。

入居者の資格のない従前借家人を入居させた特優賃変更認定を受けた戻り住戸に利子補給を行うことは，地方自治法第２３２の４第２項の規定と補助金適正化法第３条第２項が規定する「支出負担行為・補助は法律の定めに従う」に反するために利子補給決定が違法行為となる。そこで，従前借家人の借家権を保護し，特優賃法第１７条の規定に基づき「地方公共団体京都市が特優賃住宅の建設のために必要な資金の確保に努めるべく」当時の実施機関が温情配慮として概念規定の枠外の「特優賃扱い」を行った。

⑸　不存在による非公開決定処分を受けた請求文書の名称は知り得ていないが，変更認定申請書の様式と変更認定書の様式の「変更」の文字を「追加」に置き代え，根拠法を記載しない様式ではないかと推測する。

⑹　特定団地Ａについて，公庫が，公社に通知した事業承認通知書の別紙承認条件で，「利子補給決定通知書」，「特優賃に係る認定書」を設計審査合格時までに提出するよう求め，条件の充足のない場合は事業承認は無効になると通知している。

特定団地Ａの事業承認が行われたことは，融資予約通知書で，ファミリー賃貸住宅１６戸（戻り住戸４戸を含む)に対する融資の条件が，「特優賃」「利子補給」とされることで明確である。

公庫融資の借入申込書は共同住宅１２戸，利子補給加算１２戸とされ，事業承認通知書では，融資種別をファミリー賃貸住宅とし，融資予約の住宅１６戸としたうえ，特優賃住宅に関する認定書と利子補給決定通知書の提出を求めている。

融資予約通知書により融資の承認が行われたことから，戻り住戸４戸について，利子補給決定通知書と特優賃の認定書の存在が推認される。戻り住戸にも公庫融資が実行されて

いる以上，これらの書類があるはずである。

⑺　特定団地Ａの特優賃としての公庫融資と利子補給対象の実態としての戸数は１６戸である。これこそが「特優賃みなし扱い」ではないか。

実施機関は，認定１２戸と認定外４戸の計１６戸について公庫が特優賃融資を行い，かつ実施機関が利子補給金を支給している事実を認めている。

実施機関は，融資は公庫の判断で，利子補給は国の求めによるとし，公庫と国に責任を転嫁しているが，公庫は，特優賃の認定書と利子補給決定書の写しを融資の事業承認条件として，事業承認通知書に明記して公社に求めており，また，公庫は，設計審査の合格と事業承認案件の履行を確認して後に，融資予約通知書により通知するので，特優賃・利子補給を条件とする公庫融資を公庫が独自に判断するものではない。

⑻　実施機関は，両団地ともに戻り住戸を含まず利子補給対象事業認定を行ったとし，両団地ともに戻り住戸を含む利子補給決定（これは「支出に関する制度」の契約に類する「支出負担行為」としての利子補給対象事業認定のことではないか）を行ったとする。

異議申立人が推測するに，先行の認定戸数分の利子補給対象事業認定に，後から追加申請があった「特優賃扱い」戻り住戸分の利子補給対象事業認定申請の戻り戸数分を加算した戸数を加算した戸数分の利子補給事業対象事業認定ということであろう。

特定団地Ｂは，貸店舗１戸と募集対象外住戸５戸（うち認定事業者自宅２戸，戻り３戸）及び特優賃１９戸であり，戻り住戸３戸に対するないしは戻り住戸を含む２２戸に対する利子補給対象事業認定申請書，同認定通知書の存在なくして戻り住戸３戸に対する利子補給支出の範囲が及ぶことの特定が不可能である。

特定団地Ａは，当該公文書の存在なくしては利子補給支出の範囲が戻り４戸に特定されず，基準不適合の特定住戸を含む４戸に支出されるべきか，特定住戸を除く３戸に支出されるべきかが不明であろう。

利子補給を受けるときは，利子補給対象事業認定申請書を提出し，市長は同認定通知書により申請者に通知しなければならないので，（認定外４戸に利子補給金が支給されていることから）これらの書類を不存在とする根拠はない。利子補給対象事業認定申請書，同認定通知書は，利子補給金の支出負担行為文書であり，不存在の理由は地方自治法２３２条の３に反し不合理である。

⑼　利子補給決定通知書は，支出負担行為の文書に該当する。特優賃の認定書は，支出負担行為の公益性（地方自治法第２３２条の２）を担保する文書に該当する。

したがって，当該公文書を作成していないのは，地方自治法第２３２条の２，第２３２条の３，第２３２条の４及び第２３２条の５の地方自治体の支出に係る規定に反する。

利子補給事業認定申請書及び同認定通知書は，利子補給金の支出負担行為文書であり，不存在の理由は地方自治法第２３２条の３に反し，不合理である。

８　審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

⑴　本件請求に係る公文書は，いずれも特優賃である特定団地Ａ及びＢに係る文書である。
　実施機関の説明によると，両団地ともに，特優賃の供給計画の認定は，戻り住戸を含まない特優賃対象住戸のみで行われ，利子補給対象事業の認定も，同様に戻り住戸を含まない特優賃対象住戸のみを対象として行われているが，実際の利子補給の決定は戻り住戸を含む全住戸を対象として行っている。

⑵　異議申立人は，利子補給は特優賃の建設に当たっての補助であるから，戻り住戸に利子補給がなされている以上，戻り住戸について何らかの形の供給計画の認定（公文書１及び公文書２），供給計画の変更認定（公文書３），認定行為に準ずる認定（「追加認定」等）（公文書４）が行われているはずであり，また，戻り住戸を利子補給対象事業と取り扱う趣旨が記載された文書（公文書５），戻り住戸又は全住戸を対象とする利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書又はそれらに代替する書類（公文書６，公文書７及び公文書８）があるはずであるとする。
　さらに，戻り住戸に公庫の融資が行われているので，公庫の指示に基づき，戻り住戸に係る特優賃の認定書（公文書２）及び利子補給決定通知書（公文書９）を提出しているはずであると主張する。
　次に，戻り住戸への利子補給に係る支出負担行為が記載された文書（公文書１０）を請求しているが，この支出負担行為に係る文書については，整理番号６に係る意見書では利子補給決定通知書がこれに当たるとしているが，整理番号８及び整理番号１０に係る異議申立書では利子補給対象事業認定申請書及び同通知書であると述べている。
　また，利子補給の公益性を担保する文書（公文書１１）を請求し，これについては，整理番号６に係る意見書で特優賃の（供給計画の）認定書であるとしている。

⑶　当審査会は，異議申立人が提起した特定団地Ａに係る「戻り住戸が特優賃認定住戸と共に特優賃住宅とみなされた根拠となる規定が記載された文書」及び「供給計画の変更認定申請書及び変更認定書」の不存在による非公開決定処分に係る異議申立て事案について，平成２３年１２月７日付答申情第１４号において，次のように判断している。
　実施機関の主張によると，事業主から京都市に対し，特優賃対象住戸を１２戸から１６戸とする供給計画の変更は行われていないとのことであった。
　また，当審査会において，事業主が提出した特優賃供給計画認定申請書や特優賃利子補給対象事業認定申請書等を確認したところ，いずれの文書においても特優賃対象戸数は１２戸とされていた。
　異議申立人の主張は，「特優賃みなし扱い」という制度があるとする異議申立人独自の解釈に基づく推論によるものであり，供給計画の変更が行われていないとする実施機関の主張には特に不合理な点はないものと認められる。
　なお，認定外住戸（戻り住戸）を含めて利子補給の対象となっているが，それによって当該認定外住戸が特優賃みなし扱いになるものではない。

⑷　当審査会は，上記の判断に変更を加える点はないと考える。

したがって，戻り住戸に係る特優賃の認定，供給計画の変更認定及び特優賃認定に準ずる認定に係る公文書（公文書１～４，１１）や戻り住戸を特優賃とみなす趣旨が記載された文書（公文書５）を作成又は取得していないとの実施機関の説明には不合理な点は認められない。これは，「追加認定」や「特優賃扱い」と言葉を言い換えても同様である。

また，利子補給金対象事業認定書は，特優賃の認定住戸を対象としており，戻り住戸を含む全住戸を対象とするものや，戻り住戸を対象とするものは，それに「相当する内容（代替）」も含め（公文書６～８），作成又は取得していないとの実施機関の説明には不合理な点は認められない。

⑸　本件各異議申立てにおける異議申立人の主張については，以下のとおり判断する。

利子補給対象事業認定申請書及び同通知書には，特優賃認定を行った対象戸数が記載されているが，利子補給決定通知書には，認定外の戻り住戸を含んだ戸数に係る利子補給の額が記載されており，通常の事務処理とは異なる。異議申立人は，この点をとらえて，本件各異議申立てに係る公文書が存在するはずであると主張しているものである。

これに対し，実施機関は，公庫融資は公庫が独自に判断するものであるが，袋路再生事業の取組であること，既に借家人がいたことなどを考慮し，公庫が特優賃の建設の促進のため，戻り住戸も含め融資の対象に加えたものと推測され，実施機関としては，公庫の通常融資分の債務残高に対し利子補給を行うこととしているとともに，戻り住戸も含め利子補給を行うことが特優賃法の趣旨に沿うものと考え，利子補給を行ったと説明している。

当審査会が収集した資料によれば，袋路再生事業の手法の一つとして，袋路に面する複数の敷地を一つの敷地に集約し，土地・建物の所有者と借主が協力して，複数の建物を一つの建物（共同住宅）に建て替える「共同建て替え」があり，特定団地Ａ及びＢは，この「共同建て替え」に当たって特優賃制度を利用することとしたものである。よって，この「共同建て替え」を推進するという政策的な判断もあって，実施機関が戻り住戸も含めて利子補給金の交付対象としたことがうかがわれる。

政策的判断により特優賃の供給促進の観点から戻り住戸も含めて利子補給を行っていること，また公庫融資が戻り住戸も含んでなされていることも踏まえた決定であるということからも，実施機関が行った利子補給の決定は特段不合理な決定とはいえず，この決定に当たって，「変更」なり，「みなし特優賃」なりという手続行為が行われていないとしても，そのような実施機関の取扱いは考えられることである。

したがって，特優賃の供給計画の認定に関する文書及び特優賃利子補給対象事業認定に関する文書は，特優賃認定の対象戸数のもの以外にはないとする実施機関の主張は，特に不合理なものとは認められない。

なお，当審査会は，戻り住戸も含めて利子補給の対象とする判断が記載された公文書がないか実施機関に尋ね，特定団地Ａに利子補給金を交付した初年度である平成１１年度の利子補給金の交付決定に係る決定書を検分したが，当該決定書には特に記載がなく，他に戻り住戸を含めて利子補給金の対象とすることを記載した公文書も見当たらなかった。

⑹　戻り住戸を対象とする利子補給金交付決定通知書（公文書９）については，実施機関は

戻り住戸を含めた全住戸を対象として利子補給の決定を行っており，請求に係る公文書は作成していないと主張している。上記のとおり，当審査会は特定団地Ａに係る平成１１年度の利子補給金の交付決定に係る決定書を検分したが，実施機関の主張のとおり，戻り住戸を含めた決定となっており，戻り住戸のみを対象とする決定書は作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断する。

また，戻り住戸への利子補給に係る支出負担行為が記載された文書（公文書１０）も，異議申立人が求めているのは，利子補給対象事業認定申請書及び同通知書か，又は利子補給決定通知書であるから，前者については戻り住戸に係るものは存在せず，後者については戻り住戸を含む全住戸に係るものしか存在しない。

⑺　異議申立人は，戻り住戸に公庫融資がされているから，戻り住戸の特優賃に係る認定書及び利子補給決定通知書が，公庫に提出されているはずであると主張するが，上記⑸及び⑹で述べたとおり，実施機関は特優賃の認定戸数での供給計画の認定通知書及び戻り住戸を含む戸数での利子補給決定通知書を発行したものと認められる。公庫がこれらの書類をどのように取り扱ったのかは明らかではないが，実施機関の主張のとおり，それは公庫が判断すべき事項であり，異議申立人の主張する文書（公文書２及び公文書９）が存在しなくても不合理であるとは言えない。

⑻　なお，当審査会は，条例に基づく公開決定等に係る異議申立てについて，実施機関の諮問に基づき，調査・審議を行う機関であり，本件各異議申立てに即して言えば，対象公文書が存在していないとする実施機関の説明が合理的であるか，その説明が不合理であり請求に係る公文書が存在するはずであるかを判断する場である。

したがって，当審査会は，実施機関の支出の在り方が他の法令に違反するかどうかを審議する場ではないので，この点に対する異議申立人の主張は，本件各異議申立てで争うべき事項ではなく，当審査会では検討を行わない。

⑼　異議申立人は，これら以外にも，様々な主張を行っているが，それらの主張は，いずれも本件請求に係る公文書の存否とは直接関係ないものであり，請求に係る公文書が存在しないとする当審査会の判断を左右するものではない。

⑽　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

別表２のとおり

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第２部会（部会長　市川　喜崇）

別表１

整理番号	諮問番号		
1	情第37号	請 求 日	平成２３年１２月２２日
		請求内容	特定団地Ａの認定外住戸（戻り住戸）４戸の①特優賃利子補給対象事業認定申請書　②特優賃利子補給対象事業認定通知書
		処 分 日	平成２４年１月５日
		処分理由	①の請求に係る公文書を取得していないため。 ②の請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成２４年２月１７日
2	情第38号	請 求 日	平成２４年１月１０日
		請求内容	特定団地Ａの認定外住戸（戻り住戸）４戸に対する違法性のない補助金の支出として，京都市特優賃供給促進制度実施要綱第９条第２項及び京都市特優賃補助金等交付要領第２４条・第２５条に基づく第２３条の利子補給に係る　①対象事業の認定申請が記載された公文書　②対象事業の認定が記載された公文書　③あるいは別に規定がある場合は，別の規定に基づき上記の①に相当する内容（代替）の記載がなされた公文書　④あるいは別に規定がある場合は，別の規定に基づき上記の②に相当する内容（代替）の記載がなされた公文書
		処 分 日	平成２４年１月１６日
		処分理由	①の請求に係る公文書を取得していないため。 ②の請求に係る公文書を作成していないため。 ③の請求に係る公文書を取得していないため。 ④の請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成２４年２月１７日
3	情第39号	請 求 日	平成２４年１月２４日
		請求内容	特定団地Ａの認定外住戸（戻り住戸）４戸に対して特優賃住宅としての一定の要件を満たすことを条件に特優賃住宅とみなし京都市特優賃利子補給対象事業と扱う趣旨が記載された文書
		処 分 日	平成２４年２月２日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成２４年３月１６日
4	情第40号	請 求 日	平成２４年２月１日
		請求内容	特定団地Ａ１棟全１６戸（供給計画認定住戸１２戸と認定外戻り住戸４戸）のうち認定外戻り住戸４戸の特優賃の認定に係る記載のある文書
		処 分 日	平成２４年２月９日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成２４年３月１６日

整理番号	諮問番号		
5	情第41号	請 求 日	平成２４年2月１３日
		請求内容	特定団地Ａ１棟全１６戸（認定住戸１２戸・認定外戸り住戸４戸）の認定外戸り住戸４戸に行われた特優賃認定以外の何らかの形の特優賃認定に準ずる認定行為に関する文書
		処 分 日	平成２４年2月２１日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成２４年3月１６日
6	情第47号	請 求 日	平成２４年6月１１日
		請求内容	特定団地Ａ１棟全１６戸（計画認定１２戸・認定外戸り住戸４戸）のうち戻り住戸４戸について，平成１０年１０月２２日付けで住宅供給公社に宛てて住宅金融公庫が特定団地Ａの建設資金借入申込に対して通知した事業承認通知書の別紙事業承認条件で１，基本の条件「（５）利子補給決定通知書・（７）特優賃に係る認定書」他の提出を設計審査合格時まで（平成１１年１月１１日）と期限を定めて指示を行い，条件の充足のない場合は事業承認は無効となると通知する。この住宅金融公庫の指示に応じて住宅供給公社が事業承認条件の履行充足のために提出した特定団地Ａ１棟全１６戸分の「（５）利子補給決定通知書・（７）特優賃に係る認定書」のうち認定外戻り住戸４戸分の文書
		処 分 日	平成２４年6月２２日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成２４年7月３０日
7	情第48号	請 求 日	平成２４年8月２１日
		請求内容	特優賃の戻り住戸に支出された利子補給について，①特定団地Ａの戻り住戸４戸分　②特定団地Ｂの戻り住戸３戸分　①②それぞれに特優賃利子補給金の支出が既に行われている。 ア）①②それぞれに行われた利子補給に係る地方自治法第２３２条の３に規定される支出負担行為が記載された文書 イ）①に行われた利子補給金について，地方自治法第２３２条の２に規定される公益性が担保されることが記載された文書
		処 分 日	平成２４年9月４日
		処分理由	特定団地Ａについては戻り住戸を含む１６戸分，特定団地Ｂについても戻り住戸を含む２２戸分に対し，利子補給することが決定されている。したがって，戻り住戸のみを対象に利子補給することの決定は行っておらず，ア）の請求に係る公文書を取得又は作成していないため。イ）の請求に係る公文書についても作成していないため。
		異議申立日	平成２４年9月１０日

整理番号	諮問番号		
８	情第50号	請 求 日	平成２４年７月５日
		請求内容	特定団地Ｂ（当初の供給計画認定１９戸）の従前借家人用戻り住戸分の特優賃利子補給対象事業認定申請書，同認定通知書
		処 分 日	平成２４年７月１７日
		処分理由	請求に係る公文書を取得又は作成していないため。
		異議申立日	平成２４年９月１２日
９	情第51号	請 求 日	平成２４年７月２４日
		請求内容	特定団地Ａ１棟全１６戸（特優賃認定１２戸・認定外戻り住戸４戸）について，１６戸分の①特優賃利子補給対象事業認定申請書　②同認定通知書
		処 分 日	平成２４年８月７日
		処分理由	当該団地については，特優賃利子補給対象事業の対象戸数として１２戸について認定申請があり，１２戸について認定を行っている。したがって，１６戸については認定申請がなされたこともなく，また認定通知も行っておらず，請求に係る公文書を取得又は作成していないため。
		異議申立日	平成２４年９月１２日
１０	情第52号	請 求 日	平成２４年８月１５日
		請求内容	特定団地Ｂ２２戸分の特優賃利子補給対象事業認定申請書，同認定通知書
		処 分 日	平成２４年８月２９日
		処分理由	当該団地については，特優賃利子補給対象事業の対象戸数として１９戸について認定申請があり，１９戸について認定を行っている。したがって，２２戸については認定申請がなされたこともなく，また認定通知も行っておらず，請求に係る公文書を取得又は作成していないため。
		異議申立日	平成２４年９月１２日
１１	情第55号	請 求 日	平成２４年１０月１７日
		請求内容	特定団地Ｂの京都市特優賃供給促進制度実施要綱第４条第２項の規定による供給計画の戸数についての変更認定申請書及び変更認定書
		処 分 日	平成２４年１１月１日
		処分理由	特定団地Ｂの供給計画について，戸数の変更が生じていないことから，当該事項に係る変更の認定申請が提出されておらず，請求に係る公文書を作成又は取得していないため。
		異議申立日	平成２４年１１月２日

整理番号	諮問番号		
１２	情第56号	請 求 日	平成２４年１２月１７日
		請求内容	特定団地Ｂの認定外戻り住戸３戸の①特優賃の認定に準ずる認定行為に関する文書　②特優賃利子補給の公益性を担保する文書
		処 分 日	平成２４年１２月２８日
		処分理由	①「特優賃の認定に準ずる認定」という概念や規定がないことから，請求に係る公文書を作成していないため。 ②特定団地Ｂについては戻り住戸を含む２２戸分に対し，利子補給することが決定されている。したがって，請求に係る公文書は作成していないため。
		異議申立日	平成２５年１月４日

別表２

	整理番号	年月日等
諮　　問	１	平成２４年3月１３日
	２	平成２４年3月１３日
	３	平成２４年4月９日
	４	平成２４年4月９日
	５	平成２４年4月９日
	６	平成２４年8月１０日
	７	平成２４年9月２７日
	８	平成２４年9月２７日
	９	平成２４年9月２７日
	１０	平成２４年9月２７日
	１１	平成２４年１１月１２日
	１２	平成２５年1月１１日
理由説明書	１，２	平２４年4月１０日
	３，４，５	平成２４年5月７日
	６	平成２４年9月７日
	７	平成２４年１０月２６日
	８，９，１０	平成２４年１０月２６日
	１１	平成２４年１２月６日
	１２	平成２５年1月１８日
意　見　書	１，２	平成２４年5月２１日
	３，４，５	平成２４年6月８日
	６	平成２４年9月２７日
	７，８，９，１０	平成２４年１１月２６日
	１１	平成２５年1月４日
	１２	平成２５年2月１８日
実施機関の職員の理由説明	１～１１	平成２４年１２月２５日（平成２４年度第８回会議）
	１２	審査会が必要ないと認めたため実施しなかった
異議申立人の口頭意見陳述	１～１２	平成２５年1月２８日(平成２４年度第９回会議)
審　　議	１～１２	平成２５年2月２８日（平成２４年度第１０回会議）
		平成２５年4月４日（平成２５年度第１回会議）